

遊漁者のみなさんへ

～ 海釣りのルールとマナー（令和5年度版） ～

青森県は三方を海で囲まれ、多くの漁業者が、この海で水産動植物を採捕し生活しています。また、同時に多くの遊漁者の方が同じ海で海洋レクリエーションとして、釣りなどを楽しんでいます。

近年、漁業者と遊漁者との間で海の利用をめぐるトラブルが増加しています。それを解決するためには、1人1人が海のルールを知り、それを守る必要があります。みなさん、

ルールを守って釣りを楽しみましょう！

まずは安全確保

ライフジャケットは着用しましたか？

ルール・マナーを守ろう

ゴミや残った餌は持ち帰ろう！

資源管理に御協力を

小さい魚は再放流しましょう！

ルールを守って
安全に楽しく釣
りをしよう！



青森県水産情報ホームページ「遊漁を楽しむ皆様へ」

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sshinko/suisan_yugyo_umituri.html

「青森県水産情報 遊漁」で検索！

●遊漁にルールあり

★アワビ、ナマコ、シラスウナギ(13センチメートル以下のウナギ)について、漁業法が改正され、令和2年12月1日から密漁に対する罰則が、大幅に強化されることとなりました。

【罰則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 許可、漁業権等に基づかずに特定水産動植物(アワビ、ナマコ、シラスウナギ(13センチメートル以下のウナギ))を採捕

★青森県では水産資源を保護するため、**青森県漁業調整規則**で、使用できる漁具漁法や、採捕禁止期間・サイズなどが決められています。

1 水産動植物の採捕に遊漁者が使用できる漁具漁法は次のとおりです。他の漁具漁法は使用出来ません。

①さお釣り及び手釣り(遊漁船による曳釣(トローリング)はさお釣り及び手釣りに入りません)

②たも網、さで網及び四つ手網

③投網

④やす(発射装置を有するものを除く。)及びはし

⑤徒手採捕(潜水器により行うものを除く。)

2 1の漁具漁法を使用し水産動植物を採捕する場合であっても、水産動植物ごとに採捕の期間やサイズが制限されているので、遵守しなければなりません。

3 1の漁具漁法を使用し、以下の採捕禁止期間や採捕禁止サイズを遵守した場合であっても、各地先ごとに漁業権の内容となっている水産動植物を採捕すれば、漁業権侵害として罰せられることがあります。

水産動物	採捕禁止期間	採捕禁止サイズ
あかがい	7月1日～9月30日	殻長8.5cm以下
あかざらがい	4月1日～6月30日	殻長6cm以下
あわび	8月1日～10月31日(※)	殻長9cm以下
ほたてがい	なし	殻長10cm以下
ほっきがい	5月1日～11月30日	殻長7cm以下
さけ	なし	全長20cm以下
ます	なし	全長17cm以下
なまこ	5月1日～9月30日	—

※久六島周辺海域:9月1日～10月31日

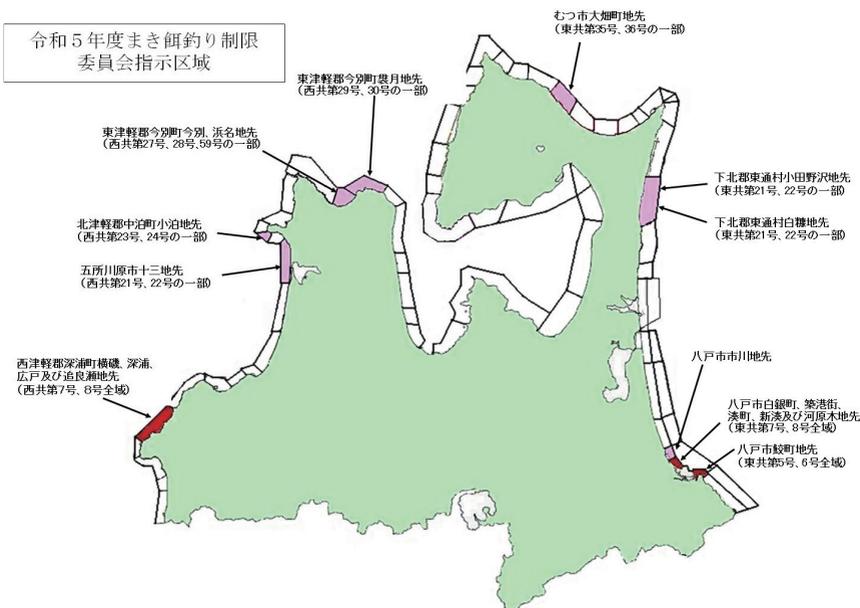
詳しくは、漁業権を管理している漁業協同組合、お近くの水産事務所又は県水産振興課までお問い合わせください。

●まき餌釣りの禁止区域があります

★青森県では、遊漁によるまき餌釣りについて、青森県東部及び西部海区漁業調整委員会指示により禁止区域を設定しています。

★令和5年度は、下図の区域が全部又は一部禁止の区域となっています。遊漁者の皆さんは、漁業の妨げにならないよう、ルールを守って快適な釣りを楽しみましょう。

★詳しい情報は、県のホームページをご覧ください。
(「青森県水産情報 まき餌」で検索！)



<まき餌釣り禁止に係るお問い合わせ先>

●青森県農林水産部水産局水産振興課

栽培・資源管理グループ 電話017-734-9594

●青森県海区漁業調整委員会事務局 電話017-734-9851

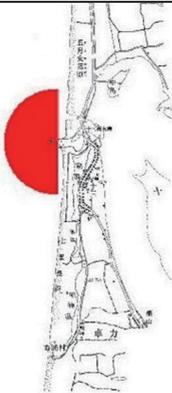
令和5年度まき餌釣り禁止区域一覧

漁場の位置	免許番号	禁止区域	禁止行為
深浦町横磯、深浦、広戸及び追良瀬地先	西共第 7号 西共第 8号	全域	遊漁によるまき餌釣り
五所川原市十三地先	西共第21号 西共第22号	一部	同上
中泊町小泊地先	西共第23号 西共第24号	一部	同上
今別町今別、浜名地先	西共第27号 西共第28号 西共第59号	一部	同上
今別町曇月地先	西共第29号 西共第30号	一部	同上
八戸市鮫町地先	東共第 5号 東共第 6号	全域	同上
八戸市白銀町、築港街、湊町、新湊及び河原木地先	東共第 7号 東共第 8号	全域	同上
八戸市市川地先	東共第 9号 東共第10号	周辺区域	同上
東通村白糠地先	東共第21号 東共第22号	一部	同上
東通村小田野沢地先	東共第21号 東共第22号	一部	同上
むつ市大畑町地先	東共第35号 東共第36号	一部	同上

まき餌釣り禁止区域(西部海区)

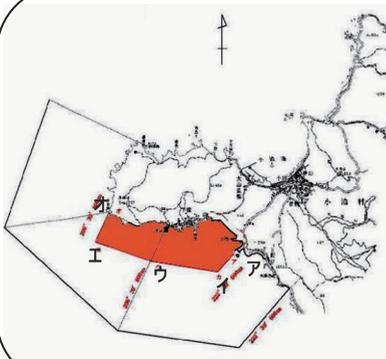


西共第7号・第8号: 全域
深浦町横磯、深浦、広戸及び追良瀬地先



西共第21号・第22号: 一部
五所川原市十三地先

禁止区域:
十三湖水戸口中央から半径千メートル以内



西共第23号・第24号: 一部
中泊町小泊地先

禁止区域:

次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点ア ライオン岩突端
点イ ライオン岩突端から真方位222度30分600メートルの点
点ウ 北津軽郡中泊町大字小泊立松島に設置した標柱から真方位206度30分800メートルの点
点エ 北津軽郡中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱から真方位206度30分800メートルの点
点オ 北津軽郡中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱

今別漁港(今別地区)



西共第27号・第28号・第59号：一部
今別町今別地区

禁止区域：
東津軽郡今別町今別漁港今別地区
北防波堤と今別川河口左岸導流堤
及びその両先端を結んだ線で囲まれた
区域

今別漁港(浜名地区)



西共第27号・第28号：一部
今別町浜名地区

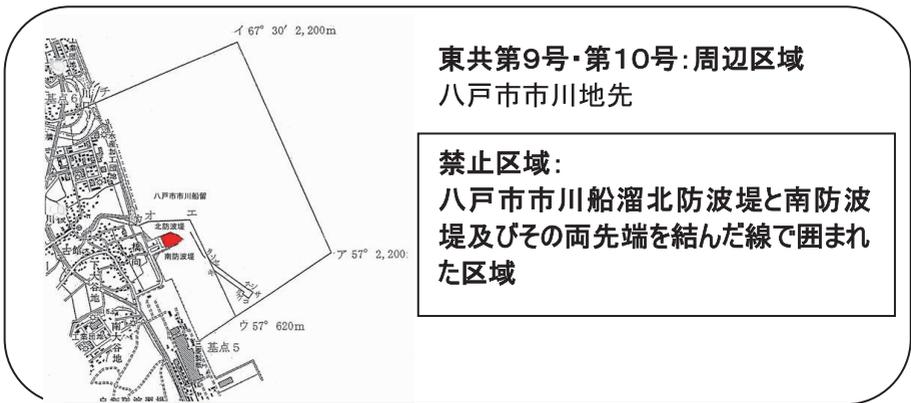
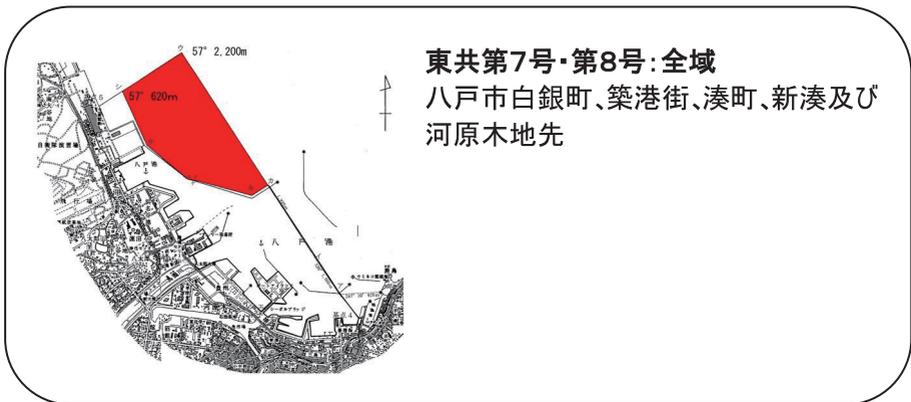
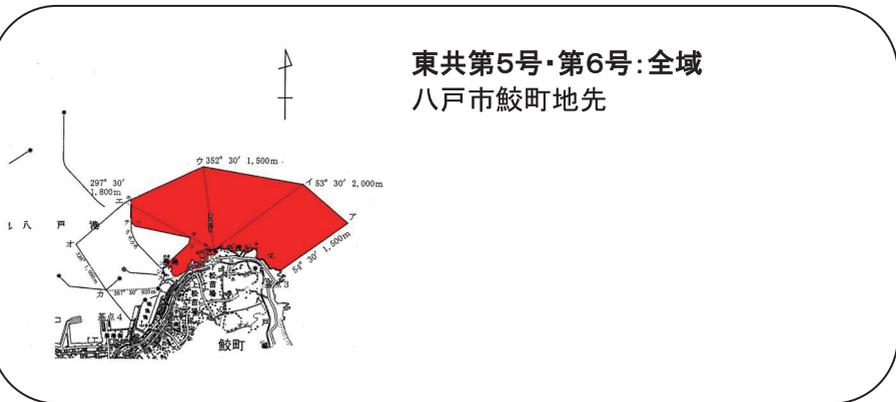
禁止区域：
東津軽郡今別町今別漁港浜名地区
浜名北防波堤と浜名東護岸・2号防
波堤及びその両先端を結んだ線で囲
まれた区域

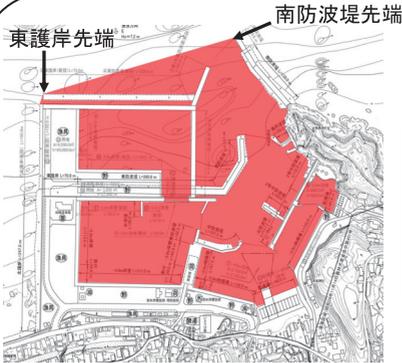


西共第29号・第30号：一部
今別町幾月地先

禁止区域：
東津軽郡今別町大泊と幾月の境に
設置した標柱と高野崎に設置した標
柱を結ぶ線で囲まれた区域

まき餌釣り禁止区域(東部海区)





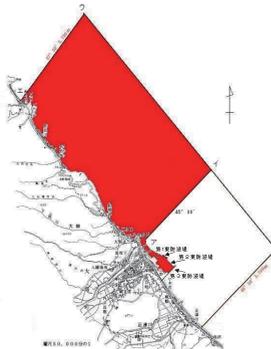
**東共第21号・第22号：一部
東通村白糠地先**

禁止区域：
下北郡東通村白糠漁港北護岸・東防波堤・東護岸と南防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域



**東共第21号・第22号：一部
東通村小田野沢地先**

禁止区域：
下北郡東通村小田野沢漁港北防波堤・北防砂堤と南防波堤・南防砂堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域



**東共第35号・第36号：一部
むつ市大畑町地先**

禁止区域：

(1) むつ市大畑漁港第1東防波堤、第2東防波堤、第3東防波堤、第1東防波堤東先端と第2東防波堤北先端を結んだ線及び第2東防波堤東先端と第3東防波堤先端を結んだ線で囲まれた区域

(2) 次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア むつ市大畑漁港第1東防波堤北先端

点イ むつ市大畑漁港第1東防波堤北先端から真方位45度30分の線と、むつ市大字関根とむつ市大畑町正津川との境に設置した標柱から真方位45度30分3,700メートルの点とむつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱から真方位37度30分3,700mの点を結んだ線との交点

点ウ むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱から真方位37度30分3,700mの点

点エ むつ市と下北郡風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱

●資源管理に御協力を!

★青森県では、漁業者がお金を出し合って、ヒラメの稚魚を放流している他、ヒラメやそれ以外の魚についても、サイズ制限を行って資源管理をしています。遊漁者の皆さんも、小型魚の再放流に御協力をよろしくお願いします。

青森県における漁業者による資源管理型漁業の取り組み状況
(小型魚等再放流関係)

魚種	管理内容	漁業種類	対象地区・漁協
ヒラメ	再放流 (35cm未満)	沖合底曳網・小型底曳網・定置(底建網)・刺網・一本釣	全地区
マコガレイ	再放流 (20cm未満)	定置(底建網) 一本釣	全地区
マガレイ	再放流 (15cm未満)	定置(底建網)	日本海全漁協
ムシガレイ	再放流 (20cm未満)	全漁法	日本海全漁協
マダイ	当歳魚(0才魚)再放流	定置(底建網)	日本海全漁協
マダラ	放卵・放精後の親魚及び小型魚の再放流	底建網	陸奥湾地区
ウスメバル	再放流 (日本海110g、津軽海峡90g未満)	一本釣 刺網	日本海、津軽海峡地区
クロソイ	再放流 (15cm未満)	定置(底建網) 一本釣	風合瀬漁協
キアンコウ	再放流 (2kg未満)	全漁法	風間浦漁協

●安全確保を最優先

★船上はもちろんですが、岸壁も危険です。万が一転落した場合、簡単に上がることができません。釣りをするときは必ずライフジャケットを着用しましょう。

(平成30年2月から、小型船舶の乗船者のライフジャケットの着用が義務化されています)

★気象情報を確認しましょう。

★夜釣りや危険な場所での釣りには十分注意しましょう。

★プレジャーボートででかける時は、家族やマリナーに必ず知らせ、無理な出航はしないようにしましょう。

★海にも交通ルールがあります。船での遊漁では常に周囲に注意して、居眠りなどしないようにしましょう。

★防波堤などの立入禁止区域には、絶対に立ち入らないようにしましょう。

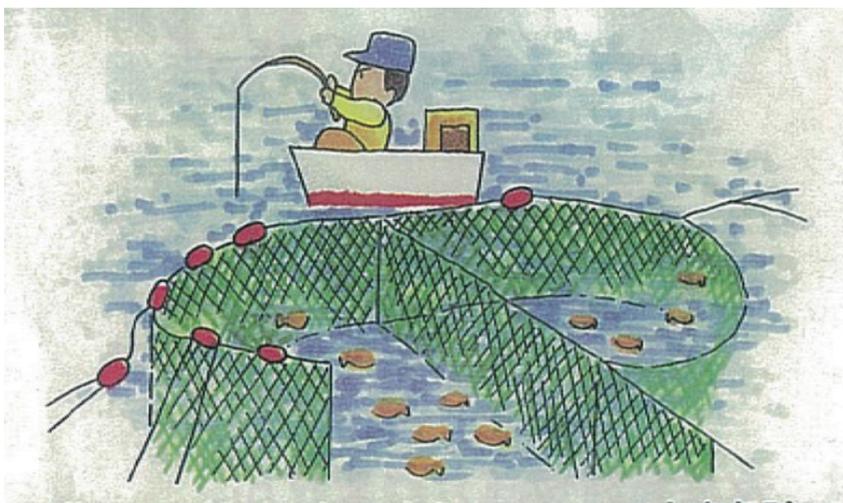
●漁業の妨げにならないようご注意を

★操業している漁船の周りには近づかないようにしましょう。網などの漁具がある場合があります。

★ブイや浮きに近づかないようにしましょう。網がスクリューに絡まる場合があります。

★ブイや定置網などの漁業施設に船を係留しないようにしましょう。

★切れた釣り糸や、釣り針は海に捨てずに各自持ち帰って処分しましょう。



●マナーを守ろう

- ★釣り場の自然環境を大切にしましょう。
- ★違法駐車、ゴミの不法投棄など、地元の迷惑にならないようにしましょう。
- ★空き缶、ビニール袋などのゴミや餌の残りなどは責任を持って持ち帰りましょう。
- ★港口での釣りは船の出入りにとって大変危険ですので、やめましょう。



●クロマグロの資源管理を実施中!

- ★国では、クロマグロの資源を回復させるため、国際約束に基づき、厳しい数量管理を実施しています。
- ★漁業種類、都道府県別等にクロマグロ採捕量の上限が設定されています。
- ★上限を超過する恐れがある場合は、国や都道府県が操業自粛勧告や採捕停止命令等を発出します。
- ★採捕停止命令等が出されている場合は、遊漁者のみなさまにも、クロマグロを対象とした遊漁の自粛等についてご理解とご協力をお願いします。
- ★令和5年4月1日から、国が事務を所掌する広域漁業調整委員会による指示により、遊漁によるクロマグロ採捕が規制されました。

【概要】

クロマグロ小型魚(30キログラム未満)

採捕を禁止。意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流してください。

クロマグロ大型魚(30キログラム以上)

- ・キープは1人1日1尾まで。1尾キープした後に別のクロマグロが釣れたら、後に釣れたクロマグロは直ちに海中に放流してください。
- ・採捕した場合には、尾数、重量、採捕海域等を5日以内に水産庁に報告してください。
- ・時期ごとに採捕数量の目安が定められており、採捕数量が一定数量を超えると、採捕禁止になる場合があります。

指導に従わない等の悪質な違反者に対しては、農林水産大臣が指示に従うよう命令(裏付け命令)をし、その命令に従わなかった場合、罰則(1年以下の懲役、50万円以下の罰金等)が適用されます。(漁業法第191条)

詳しくは、水産庁ホームページ内「クロマグロ遊漁の部屋」をご参照いただくか、もしくは水産庁管理調整課沿岸・遊漁室にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

青森県農林水産部水産局水産振興課

栽培・資源管理グループ

電話017-734-9594

東青地域県民局地域農林水産部東青地方水産事務所

電話017-765-2520

三八地域県民局地域農林水産部三八地方水産事務所

電話0178-21-1185

下北地域県民局地域農林水産部下北地方水産事務所

電話0175-22-9732

西北地域県民局地域農林水産部西北地方水産事務所

電話0173-72-4300